

暴風警報発令時

地震防災判定会召集時等の対応について

○暴風警報が発令された場合

午前6時現在、暴風警報が発令されている場合は休園となります。

午前6時以降午前11時まで解除になった場合は午後1時から開園します。

午前11時を過ぎてから解除になった場合当日は休園とします。

保育中に暴風警報が発令された場合には、保護者の方は可能な限り速やかにお迎えをお願いします。両親のいずれもが防災関係業務に従事している等やむを得ない場合には、保育をさせていただきますが事前の届出を必ずしてください。届出のない場合はお断りする場合があります。

(台風の進路によっては解除後の対応が変更される場合があります)

○東海地震注意情報が発表された場合

保育園は休園となります。

保育中に東海地震注意情報が発表された場合には、保護者の方は可能な限り速やかにお迎えをお願いします。

○警戒宣言が発令された場合

保育園は休園となります。

保育中に警戒宣言が発令された場合には、保護者の方には可能な限り速やかにお迎えをお願いします。また、保護者の引き取りまでの間、必要に応じて避難場所「志段味スポーツランド」に避難する場合がありますので、注意してください。

○東海地震注意情報が発表されたが、警戒宣言に至らず解散された場合東海地震注意情報発表が解除された時刻の2時間経過した後から開園します。ただし、東海地震注意情報発表の解除が、午前11時以降になった場合当日は休園とします。

○警戒宣言が発令されたが、地震がなく解除された場合

午前6時までに解除になった場合は午前8時から開園します。

午前6時以降午前11時まで解除になった場合は午後1時から開園します。

午前11時を過ぎてから解除になった場合当日は休園とします。

○その他

上記を原則としますが、何分今までに経験のないことですので交通機関の混乱などによっては予定の変更がありますのでご了承ください。

台風による暴風警報発令時には両親のいずれもが防災関係業務に従事している等やむを得ない場合には、その児童を保育するとしていますが、今回の強化地域指定に伴い、東海地震注意報発表、警戒宣言発令時についてはこのあつかいはおこないませんので、必ずお迎えをお願いします。